

令和8年度鹿沼市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度鹿沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 給水戸数 | 35,700戸 |
| (2) 年間総給水量 | 10,171千立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 27,865立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,601,513千円
第1項 営業収益		1,414,041千円
第2項 営業外収益		187,471千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,601,314千円
第1項 営業費用		1,481,002千円
第2項 営業外費用		115,310千円
第3項 特別損失		2千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,137,384千円は、当年度分消費税資本的収支調整額100,433千円、当年度分損益勘定留保資金573,715千円で補填するものとする。更に不足する額については、利益剰余金を取り崩して補填する。）。

	収	入
第1款 資本的収入		545,632千円
第1項 企業債		290,100千円
第2項 出資金		112,784千円
第3項 補助金		86,082千円
第4項 負担金		56,215千円
第5項 貸付金返還金		450千円
第6項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,683,016千円
第1項 建設改良費		1,297,569千円
第2項 企業債償還金		384,447千円
第3項 貸付金		1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 230,000	証書借入又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては当該利率の見直し後の利率)	政府資金の融資条件又は銀行その他の借入れ先との協定による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
浄水場改修事業	60,100			
計	290,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 193,560千円

(他会計からの補助金)

第9条 旧簡易水道事業債利息の一部及び児童手当の給付に要する経費の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,149千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松井正一